

# 長万部町公共下水道事業

## 地方公営企業法 適用基本方針

令和2年3月

長万部町

# 長万部町公共下水道事業 地方公営企業法適用基本方針

## ◆地方公営企業法適用の背景

長万部町は、昭和60年度より下水道事業の整備を進め、平成4年10月から供用開始をしました。

現在、下水道事業は、面整備の一部を残してほぼ完了しており、下水道は、建設の時代から改築や更新を含めた本格的な維持管理・経営の時代へと移行しています。

今後、更新や維持管理が中心となる下水道事業を将来にわたり安定的に経営していくには、企業会計方式に伴う簿記経理による経営状況と財政状況の明確化が不可欠です。

全国的にも同様の課題が取り上げられており、総務省より平成31年1月に「公営企業会計の適用のさらなる推進ロードマップ」で人口3万人未満の自治体においても令和元年度～令和5年度までを「拡大集中取組期間」とし、令和6年度予算から公営企業会計とするよう要請されています。

このことから、長万部町においても経営状況と財政状況を正確に把握するため、下水道事業に地方公営企業法を適用し、今後に向けて企業会計を導入する準備に入ることとしました。

## ◆地方公営企業法適用の目的

下水道は、住民生活に欠かせないライフラインであり、将来にわたって維持していかなければならない大切な社会資本です。

一方で、施設や設備の老朽化、人口減少等に伴う使用料収入の減少など、下水道を取り巻く情勢は厳しさを増しつつあります。

これらに対応し、今後も安定した下水道サービスを提供するためには、経営状況と財政状況を明らかにし、中長期的な視点に立って計画的な経営に取り組むことが求められます。

このために、地方公営企業法を適用し「経営」の視点を重視する企業会計方式を導入することにより、事業経営の健全化・効率化を図り将来にわたり安定した下水道事業を構築しようとするものです。

## ◆地方公営企業法適用の効果

地方公営企業法の適用に伴い導入される企業会計方式では、複式簿記が採用されることにより、以下のような効果が期待されます。

### (1) 経営状況の明確化

事業活動に係る費用と収益、事業活動の基となる資産や負債等の関係から、損益計算書、貸借対照表が作成され、経営状況や財政状況が明らかになるとともに、明確な経費負担区分により、適切な使用量算定が可能になる。

### (2) 計画的な事業経営

的確な更新や維持管理を行うための資産の状況が把握されるとともに、そのために必要な資金の状況等が明らかになることにより、中長期的な視点に立った計画的な経営が可能となります。

### (3) 説明責任の向上

損益計算書や貸借対照表等の財務諸表の作成によって、経営成績や財政状況等の情報が公開され、事業の透明性が高まり、住民や議会に実態をわかりやすく説明をすることができます。

### (4) 職員の経営意識の向上

経営成績や財政状況の情報、財務指標による財務分析を通して、事業の実態の把握が可能となることで意識改革を促し、これまで以上に職員の経営意識の高まりが期待できます。

### (5) その他

事業経営の弾力化、事業体間での経営状況の比較、消費税の節税効果等。

## ◆地方公営企業法適用の基本方針

円滑な地方公営企業法の適用(法適化)に向けて、基本方針を取りまとめました。

### (1) 法適化の範囲

法適化の範囲は地方公営企業法の規定の全部を適用する「全部適用」と財務規程のみを適用する「一部適用」の2つがあります。長万部町では、次の理由により「全部適用」を採用します。

◎水道ガス課では、水道事業とガス事業が全部適用で運営している。また企業会計システムが構築されている。

◎課として管理部門が統合されている。

◎法適用方式を「一部適用」とした場合、負担区分の増加に伴う事務の煩雑化などの経理・庶務面でのデメリットだけが強調される。

### (2) 法適化の対象事業

長万部町の公共下水道事業に地方公営企業法を適用し「長万部町公共下水道事業会計」を設置します。

### (3) 法適化の時期

法適化のためには、これまでに建設した下水道の膨大な資産を把握することが必要です。そのための調査に必要な期間に加え、法適化に伴う条例等の改正、企業会計システムの新規導入や職員研修の実施等の事務的調整にかかる期間を考慮し、法適化の開始時期を令和6年4月1日とします。

### (4) 法適化のスケジュール

別紙「長万部町公共下水道事業法適化スケジュール」のとおり。

長万部町公共下水道事業法適化スケジュール

作業項目及び内容	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
1 法適化基本方針の検討																			
① 法適用範囲の検討																			
② 法適用時期の検討																			
③ スケジュールの検討																			
④ 法適化基本方針の検討																			
2 固定資産調査・評価																			
(1)調査基本方針の策定																			
① 資産調査手法の検討																			
② 資産ごとの整理方針の検討																			
③ 財源ごとの整理方針の検討																			
④ スケジュールの検討																			
(2)決算資料調査、抽出																			
(3)調査に必要な資料収集、整理、保管																			
(4)工事関連情報の整理																			
(5)資産の調査・整理																			
① 取得価額の算定																			
② 資産属性の整理																			
(6)資産評価																			
① 帳簿原価の算出																			
② 開始帳簿原価の確定																			
③ 長期前受金等の整理																			
④ 減価償却費の算出																			
3 法適化に伴う事務手続き																			
(1)移行事務方針の検討																			
(2)組織・体制の検討																			
(3)関係部局との調整事項整理																			
(4)職員研修																			
(5)条例・規則等の制定・改正																			
(6)金融機関の制定																			
(7)新予算の編成																			
① 予算科目・勘定科目の検討																			
② 新予算科目による予算書等の作成																			
③ 開始財務諸表類の作成																			
④ 特例的収入・支出予算																			
(8)打ち切り決算																			
① 一時借入についての措置																			
② 予算繰越等の経過措置																			
③ 出納閉鎖と決算作成																			
④ 法適化前年度の未収・未払																			
⑤ 事務引継																			
(9)税務署届け																			
(10)総務省報告																			
(11)法適化後の検討																			
① 移行初年度の決算処理																			
② 法適化後の運用検討																			
4 システム構築																			
(1)運用方針の検討																			
(2)会計システム導入の検討																			
(3)システム構築																			
(4)システム運用																			
(5)システム運用テスト期間																			